

児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十一条の五の十九第二項の規定により、指定障害児通所支援事業者から次のとおり事業を廃止する旨の届出がありました。

平成二十八年三月二十九日

奈良県知事 荒井正吾

事業者の名 称	事業者の主たる 事務所の所在地	事業所の名 称	事業所の所在 地	障害児通所 支援の種類	廃止年月 日
株式会社ス マイル・フ イクスト	堺市美原区大保 五一―二四	キャンパス キッズ	磯城郡田原本 町一三一―一	放課後等デ イサービス	平成二十 八年二月 二十九日
特定非営利 活動法人ぷ ろぼの	生駒市元町二― 一―一九 元町 ストレートビル 一階	ぷろぼの ス コラ	生駒市元町二 ―一―一九 元町ストレ― トビル三階	放課後等デ イサービス	平成二十 八年三月 十五日
特定非営利 活動法人ぷ ろぼの	生駒市元町二― 一―一九 元町 ストレートビル 一階	ぷろぼの ス コラ大和八 木	橿原市八木町 一―七―三 かしはらビル 三〇五号	放課後等デ イサービス	平成二十 八年三月 十五日